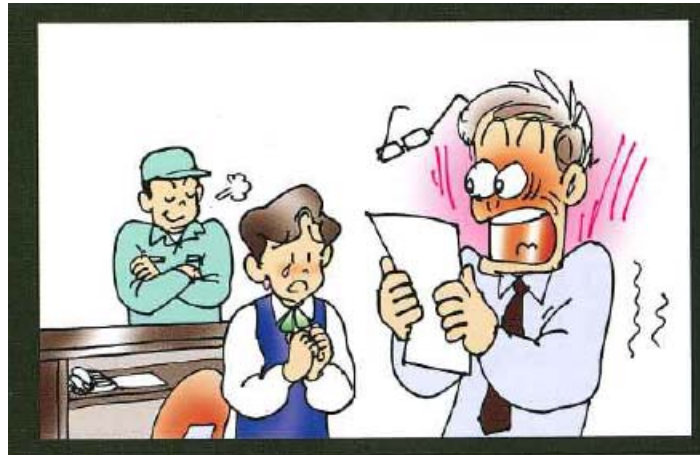


事業所（店舗、工場等）の皆様へ  
不適正な取引を行う消防設備点検業者にご注意ください



明石市内において、突然の連絡、訪問により消火器等の消防設備点検を実施し、費用を請求される事例が発生しておりますので、ご注意ください。

☆☆☆ 確認 ☆☆☆

- ☑ 普段取引している、または、本社が委託した消防設備点検業者である。
- ☑ 書類にサインをする前に、内容をよく確認する。

※消火器等の消防用設備は、消防法に基づき建物の用途、構造及び規模等により設置義務があり、これらに該当すれば6ヶ月に1回の法定点検、また建物用途により、1年に1回もしくは3年に1回、消防機関へ報告する義務があります。

明石市消防本部予防課

(078) 918-5272 (直通)

(078) 921-0119 (代表)